

区民の声の公表（令和6年2月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
タバコ&ごみの「ポイ捨て」問題	毎朝の散歩のついでにポイ捨て吸殻とごみを拾っていますが、タバコの吸い殻、空き缶、ペットボトル、紙くず、レシートなど毎日かなりの量がポイ捨てされています。これまで、何回も「ポイ捨て禁止のキャンペーンを！」と訴え続けてきました。このままでいいのでしょうか。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化の促進及び迷惑防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としております。また、たばこルールの実施にあたり、環境美化指導員による巡回や電柱巻看板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施などに取り組んでおります。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和6年2月2日	<a href="#">(区HP) 世田谷区環境美化等に関する条例について</a>
使用途中で使いきれなくなった、スプレー缶やワックスなどの廃棄の仕方について	使用途中でも使わなくなったスプレー缶や、ワックス類の廃棄の方法を清掃事務所に問い合わせると、「使い終わった形にして廃棄してください」とのことでした。また、残った液体などは、新聞紙などに浸して可燃ごみとして出してくださいとのこと。確かに、中の液体などを残したまま回収することは現実的ではないとは承知していますが、何かほかに対策はないのでしょうか。	スプレー缶やワックス類は、原則、中身を空にしての廃棄をお願いしますが、中身が残っているスプレー缶は、ほかの不燃ごみとは別の袋に入れ、その袋に「スプレー缶、中身あり」とわかるように書き添えていただければ、収集後に仕分け適切に処理します。一方、ワックス類は、容器に入った状態では収集できないことから、中身を紙や布等に吸わせ、漏れないようにして可燃ごみとしてお出しください。このほか、ワックスの種類により固化剤を使う方法もあります。詳細は製造元や販売店にお問い合わせください。	清掃・リサイクル部 世田谷清掃事務所	TEL 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	令和6年2月13日	<a href="#">(区HP) ごみの出し方</a>
誰でもトイレ(共用トイレ)の区条例による義務化	新築の公共建築物には誰でもトイレ(共用トイレ)の区条例による義務化はされていますか。世田谷区がいち早く誰でもトイレ(共用トイレ)の区条例による義務化を実施すべきでは。	新築の公共建築物におけるトイレについて、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。区では、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(以下「UD条例」という。)を定め、一定の用途及び規模以上の施設を計画する場合、事業者等にUD条例の届出をしていただき、条例に沿った設計を行うよう誘導しています。これにより、区立施設の新築の際には、1以上の車椅子使用者用便房が設置されています。また、UD条例の整備基準などをまとめたUD条例施設整備マニュアルでは、異性による介助に配慮し、少なくとも1以上の男女共用の車椅子使用者用便房を設けるほか、多様なトイレ利用者を想定し、車椅子使用者用便房、オストメイト対応汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドのある便房を複数設置することや、機能分散などの考えを示しています。今後も、区立施設での使いやすいトイレ整備を進めていきます。	都市整備政策部 都市デザイン課	TEL 03-6432-7152 FAX 03-6432-7996	令和6年2月19日	
飲食営業の手袋装着	なぜ寿司屋の店員が素手で握ったものを提供しても注意しないのでしょうか。	寿司屋に限らず、手袋の着用を義務付けるような、食品衛生上の規定はございません。しかしながら、素手で調理を行う前には、十分な手洗いを行っていただく必要があります。保健所では、寿司屋を含む飲食店での衛生管理の向上のため、引き続き手洗いの徹底について、指導、啓発を行ってまいります。	世田谷保健所 生活保健課	TEL 03-5432-2907 FAX 03-5432-3054	令和6年2月19日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
小学校のiPadでのYoutube停止	<p>小学校のiPadでYoutubeをはじめ小学校向けのアプリ以外のアプリの禁止をお願いしたいです。</p> <p>小学校でも家庭でも学校のiPadを使ってYoutube中毒となっています。家族では禁止しようとしても、学校の宿題をやるという口実で学校のiPadを使い、親の目が届かないところでまたYoutubeを見てしまいます。他区ではYoutubeをはじめ学校関連以外のアプリは学校のiPadで禁止されていると分かりました。</p> <p>iPadを学校の教育で使うのは素晴らしい発展ですが、学校の認めるアプリだけにすべきです。その他の区でも不要なアプリの禁止ができるので、技術上では問題はないと思います。</p> <p>ぜひ、学校のiPadで不要なアプリの禁止の仕組みの実施をお願いします。</p>	<p>学習用タブレット型端末につきましては、「せたがやまなびチャンネル」をはじめ、動画コンテンツを学校教育で使用する場合がありますことから、YouTubeアプリやWebブラウザにてYouTubeを閲覧できるようにしております。</p> <p>利用にあたっては、先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定した上で、お子さんが多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしております。</p> <p>また、ご家庭での利用状況に応じて端末や個々のアプリの利用時間等を設定いただけるよう、令和4年12月より「スクリーンタイム機能」を提供しております。ご家庭で十分に話し合っていたらうえで、必要に応じてスクリーンタイム機能の活用を検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使いすぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいります。</p>	教育総合センター 教育研究・ICT推進課	TEL 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和6年2月19日	
教育総合センターに教育イベントを集約して欲しい	<p>世田谷区の小・中学生向けイベントについて改善を要望いたします。</p> <p>最近、教育総合センターでのイベント開催をよく目にしますが、イベント内容には大変惹かれるものの、一度よく知らずに教育総合センターを利用したところ、アクセスなど大変不便であったため、それ以降の参加をためらっています。不便さを解消し、より多くの子供が良い教育機会を得ることができるよう、イベントの開催場所を教育センターに集約せず、世田谷区内の様々な地域で開催していただくことを強く希望いたします。</p>	<p>ご質問のイベント、STEAM教育講座につきましては、毎週土曜日と学校の長期休業期間に教育総合センターを会場に実施しております。様々な地域よりご来館いただいていることから、参加者からは他の地域でも実施して欲しいというご意見も頂いております。</p> <p>来年度から、教育総合センター以外の会場でもSTEAM教育講座を実施することを検討しておりますので、実施が決まりましたら改めて区ホームページ等でお知らせいたします。(令和6年2月時点回答)</p>	教育総合センター 事業推進担当課	TEL 03-6453-1536 FAX 03-6453-1534	令和6年2月19日	<a href="#">(区HP) STEAM教育講座</a>
自転車通学について	<p>子どもが区内の中学へ進学したのですが、住まいが学区の端ゆえ通学距離が2kmを超えております。通学リュックが10kg近く成長期の体には負担なので自転車通学を相談したのですが、駐輪不足とのことで自転車通学を許可していただけませんでした。</p> <p>他県でも通学距離が1.5kmないし2kmの生徒は自転車通学が許可されると聞きます。駐輪場の増築を検討していただきたく思います。</p> <p>予算や時間もかかるので厳しいのであれば、学区が端の生徒には進学する中学校を自主選択させていただきたいです。</p>	<p>現在、区では、交通安全の観点から区立小・中学校での自転車通学は導入しておりませんが、児童・生徒の授業で用いる教科書やその他教材、学用品や体育用品等の携行品につきましては、児童・生徒の身体的な負担を軽減するため、教科書や学用品等の置き帰りなどによる重さや量の削減に努めているところです。</p> <p>また、世田谷区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めており、お住まいの住所地により、通学していただく通学区域校を定めております。しかし、何らかの事情により指定校以外の学校を希望する場合には、教育委員会に指定校変更の申請をしていただき、「指定校変更許可基準」に基づき審査させていただきます。指定校変更は、「指定校変更許可基準」の事由に該当し、かつ学校運営上又は施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められるときは、その申立てを許可することができると規定しています。</p> <p>「指定校変更許可基準」につきましては、これまででも多くのご意見をいただいておりますが、地域とともに子どもを育てる教育を進めていることから、指定校変更が相当と認められた場合のみ許可していることについて、ご理解いただければ幸いです。</p>	学校教育部 教育指導課 学務課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041  TEL 03-5432-2683 FAX 03-5432-3028	令和6年2月19日	
けやきネットの支払いについて	<p>けやきネットの登録料や利用料の支払いについて、ハガキで詳細が届き、コンビニに支払うようになっておりますが、各コンビニによって番号が振り分けられていて便利ですが、店舗によって対応が異なります。</p> <p>二次元コードを付けて貰うと店員さんも入力の手間が省けるので、考えて頂きたいです。</p>	<p>けやきネットの施設使用料の支払い手続きは、コンビニエンスストア各社のシステムによって異なりますが、セブンイレブンでは、直接レジで支払番号を伝えることで支払いが可能です。一方で、ファミリーマートやローソン等では、ファミポートやロッピーなどの店舗内の端末機に、お客様が支払番号を入力する仕組みになっております。</p> <p>なお、お支払いについては、コンビニエンスストアの支払いに加えて、口座振替による支払もごさいまいます。</p> <p>いただいたご意見は、ご要望として今後のシステムの改修時に参考にさせていただきます。</p>	地域行政部 地域行政課	TEL 03-5432-2251 FAX 03-5432-3068	令和6年2月21日	<a href="#">(区HP) 施設使用料のお支払いについて</a>
子育て支援施設でおむつごみを捨てられるようにしてほしいです	<p>子育て支援施設でおむつごみを持ち帰らなければならずとても不便です。他区の施設では、区外の方の利用も可能で、おむつごみ捨て可能、おむつ用のごみ袋の用意まであります。</p>	<p>子育てステーションでは、おでかけひろばと合わせて一時預かり(ほっとステイ)も実施しております。ほっとステイでは、おむつの処理を行っており、おでかけひろばにつきましても利用者へのサービス、子育て支援の観点から、おむつ処理の必要性は認識しておりますが、保管場所、処理費用などの課題もあります。</p> <p>子育てステーションの受託事業者やその他のおでかけひろば実施団体の意見も伺いながら今後の取り組みについて検討して参ります。</p>	子ども・若者部 子ども家庭課	TEL 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081	令和6年2月22日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
戸籍謄本の広域交付制度について	令和6年3月1日から「戸籍謄本の広域交付制度」が開始されますが、世田谷区でもサービスが受けられるのでしょうか。	世田谷区でも令和6年3月1日から戸籍の広域交付を始めます。相続手続きなどで複数の戸籍証明書を請求する場合はオンライン予約が必要です。詳しくは世田谷区ホームページ〈暮らし・手続き〉→〈戸籍・住民登録等〉→〈戸籍〉→〈戸籍証明書等の広域交付(暫定運用)〉をご覧ください。	地域行政部 住民記録・戸籍課	右記関連情報(区HP) 参照	令和6年2月26日	<a href="#">(区HP) 戸籍証明書等の広域交付</a>
学校の学級閉鎖時の給食ロスについて	現在、子どもが通っている小学校ではインフルエンザによる学年閉鎖の嵐です。給食は相当な量が廃棄されているのではと思いました。余った給食をお弁当化し、近隣住民に配布する、あるいは、作る前に食材フードバンクなどへ寄付する、などできないでしょうか。	学校給食は国が定める学校給食衛生管理基準等に基づき、納品された食品の保管や給食調理を行い、衛生管理の徹底に努めております。ご提案のあった、余った給食をお弁当にし、近隣に配布することにつきましては、国の衛生管理基準において食中毒防止の観点から児童・生徒が給食を持ち帰ることを禁止しているため、近隣住民に配布することも望ましくないと考えております。また、作る前に食材フードバンクなどへ寄附することにつきましては、提供可能な食品が未開封のものであることや賞味期限までが2か月以上であること、冷蔵・冷凍品でないことといった条件を満たす必要があるため、寄付は難しい状況です。一方、教育委員会といたしましても食品ロスの削減は課題であると認識しており、調味料や缶詰類など消費期限が比較的長く保存ができるものについては給食室にて適切に保管し、次回の給食に使用しております。また、学級閉鎖や学年閉鎖時で未使用となった飲用牛乳については、適切に温度管理したうえで翌日に繰り越して使用することとしております。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	TEL 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和6年2月26日	
地震対策としての感震ブレーカー設置の推進について	先の関東大震災による被害は、地震の揺れによる建物倒壊などの圧死があるものの、強風を伴った火災による死傷者が多くを占めたとされています。そして地震火災の6割が電気によるものとのこと。他区では、コンセント型感震ブレーカーを無償で配るとの報道がありました。災害が発生してからの支援には多額の費用がかかるでしょう。感震ブレーカーの設置費用を、区において支援して頂き、それが確実に、各戸(特に集合住宅)に設置されていることを確認する等、ご検討のほどお願い致します。	世田谷区では、災害時の在宅避難に備えるための支援として、感震ブレーカーを始め、あっせんによる防災用品購入支援を行い、普及啓発を進めてきています。また、これとは別に今年度、東京都で、木造密集地域の2階建て以下の木造住宅へ、感震ブレーカーの無償配布事業が行われ、対象となる方のうち、申し込まれた方へ感震ブレーカーが配布されます。なお、配布対象以外の地域への配布については、東京都の事業や他自治体の動向や、効果などを検証しながら引き続き初期消火への支援を進めてまいります。	危機管理部 災害対策課	TEL 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和6年2月26日	<a href="#">(区HP) 地震の際の電気火災対策をしましょう</a>
高齢者への助成金について	高齢者は、難聴になりうまく社会で働けません。補聴器は高価で仕事につかえるものは高いです。世田谷区も高齢者の補聴器助を設立してください。	加齢により聴力の低下した中等度難聴の高齢者が補聴器を適切に使用することで、周囲とのコミュニケーションが円滑になり、認知症の予防や仕事を含む日常生活の質の向上につながるものと考えています。一方、高額で補聴器を購入できない高齢者がいらっしゃることから、令和6年4月より住民税非課税世帯の方を対象に5万円を上限とした補聴器購入費助成事業を実施する予定です。現在、制度を検討しているところであり、いただいたご意見は参考とさせていただきます。詳細が決まり次第、区のおしらせやホームページ等で周知してまいります。(令和6年2月時点回答)  ※中等難聴の高齢者(65歳以上の方)で前年度の住民税が非課税世帯の区民を対象とした補聴器購入費助成事業について、令和6年4月1日から申し込み受付を開始し、区のおしらせ4月1号やホームページ等で周知しました。	高齢福祉部 高齢福祉課	TEL 03-5432-2256 FAX 03-5432-3085	令和6年2月26日	<a href="#">(区HP) 高齢者(65歳以上)のための補聴器購入費助成(令和6年4月1日受付開始)</a>
子ども育てへの助成金について	子供は将来の「国、地域の宝物」であることをご認識されていると思います。子供は正しく成長して国を支える活躍をして税金、健康保険を支払って我々と地域を支えてくれる重要な宝物です。何故、親の所得でその助成金がもらえなかったり、あるいは少なくなるのですか。	国の制度である児童手当につきましては、令和5年12月に国から公表された「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月分より所得制限を撤廃し、対象児童の年齢を中学生から高校生相当世代までに引き上げるという抜本的な見直しが見込まれています。これにより、高校生相当世代までの児童を養育するすべての世帯が児童手当を受給できるようになります。世田谷区においては、令和5年4月より、「子ども等医療費助成」の対象児童の年齢を高校生相当世代までに拡大し、また「世田谷区出産費助成」ではすべての出産に対して児童1人につき5万円を支給するなど、事業を展開しています。いずれの事業も所得制限を設けることなく実施しています。世田谷区では子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の整備を目指しています。いただいたご意見につきましては、区民の方々のニーズを踏まえた、区全体の調整の中で、対象となる方やその効果を十分に検討して事業を展開する際に参考にします。	子ども・若者部 子ども家庭課	TEL 03-5432-2309 FAX 03-5432-3081	令和6年2月26日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
給食のうずら卵について	<p>先日、うずら卵を詰まらせてなくなる児童のニュースを見ました。今後はうずら卵やその他詰まらせやすいものは給食に出すのを禁止していただきたい。</p> <p>うずら卵のような危険な物を提供しながら良く噛んで食べましょうといった指導は無意味で、子供達に悪魔のくじ引き(誰かは必ずそうなる)をさせているようなものだと思います。100%防ぐには、提供しないしか方法はありません。</p> <p>早急に給食内容を見直し、うずら卵プチトマト葡萄など専門家が危険だと言っているものの提供をやめてください。</p>	<p>学校給食は様々な食材を使用し、栄養バランスのとれた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っております。</p> <p>子どもたちの食べる機能の発達には個人差がある中で、学校給食を含め、食事をとるにあたっては、うずらの卵に限らず、食べ物による窒息事故が発生する可能性があると考えます。</p> <p>教育委員会としましては、学校給食が果たす役割を保ちつつ、窒息事故を未然に防ぐために、食べ物は食べやすい大きさにしてよく噛んで食べること、早食いはしないことなど、給食時における安全に配慮した食事を指導し、子どもたちに実践してもらうことが大切であると考えており、今回の事故発生の記事を受けた翌日に、食事の指導などについてあらためて各学校に周知をいたしました。</p> <p>今回いただいたご意見は食材の取り扱いの参考にさせていただきます。</p>	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	TEL 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和6年2月27日	
小学校の指導体制について	<p>小学校の取り組むべき問題として、「いじめ」問題があると思います。</p> <p>私の子供が通っている小学校では、保護者と教員の連絡を充実させることで「いじめ」を防ごうということでしたが、私は保護者と教員の連絡を充実させるのは、「いじめ」が発生してしまってからのことだと思います。各教員が「自分が生徒の前で発言する内容がいかに子供たちに影響力を持つか」を認識することがとても大切だと思います。若手の先生がベテランの先生に習う機会がないのも、退職してしまう先生が多く教員不足になる原因だと思います。</p> <p>また、体育のような子供たちの自由度が高い授業は2クラス合同でもいいので先生は2人以上つくようにしてください。</p>	<p>昨今、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちが抱える課題も複雑化、困難化する中で、教員が子どもと適切に関わり、子どもを深く理解していくことは、人を育てる立場の教員にとって、備えなければならない力だと考えています。</p> <p>教育委員会といたしましても、教員が子どもと関わる力をさらに高めていけるよう、引き続き研修、研究の充実に努めてまいります。</p> <p>また、児童・生徒や保護者の皆様から、学校運営に対するご意見を頂戴した場合には、学校とも連携を図りながら事実を確認するとともに、必要な指導・改善に取り組むこととしております。</p> <p>今回お寄せいただいた内容につきましても、学校と共有し、子どもたちにとって、学校がよりよい学びの場となるように、丁寧に対応方法を検討してまいりたいと存じます。</p>	学校教育部 教育指導課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和6年2月28日	